

大通達甲（警）第19号
大通達甲（生）第15号
大通達甲（刑）第17号
大通達甲（交）第11号
大通達甲（備）第12号
平成24年11月16日

簿冊名	本部	例規(1年)
	学校・署	例規
保存期間	本部	1年
	学校・署	常用

本部各課・所・隊・室長
警察学校長 殿
各警察署長

大分県警察本部長

「警察改革の精神」の徹底のために実現すべき施策」に基づく各施策の着実な実施について（通達）

警察改革については、平成12年8月に国家公安委員会・警察庁において策定された「警察改革要綱」に基づいて取組が開始され、その後、平成17年12月に策定された「警察改革の持続的断行について」に基づき、全国警察において継続的な取組が推進されてきた。

警察改革以後の約10年間、全国警察における懲戒処分者数は順調に減少し、平成21年には平成12年比半数以下に減少したが、平成22年には急増し、昨年中も依然として高い水準となっており、本県においても同様の傾向にある。

さらに、他県警察においては、警察署の幹部が非違事案を組織的に隠蔽した事案が発生し、また、警察の対応の不備をめぐる事案についての再度の検証において「警察改革の精神」の不徹底が明らかとなるなど、憂慮すべき事態が生じている。

かかる事態を受け、県警察においては、大分県警察「警察改革の精神」の徹底等に向けた総合的な施策検討委員会を設置し、「警察改革の精神」の再徹底を図るための新たな施策を講ずることを総合的に検討し、この度、下記のとおり「警察改革の精神」の徹底のために実現すべき施策」を取りまとめ、これに基づく各施策を推進し、国民の信頼及び治安の確保を図ることとした。各位にあつては、所属職員に対し、「警察改革の精神」の徹底のために実現すべき施策」を周知の上、これに基づく各施策を着実に実施されたい。

記

1 被害の不安に困り苦しむ人に応える警察の確立

(1) 警察安全相談・事件相談への迅速・確実な組織対応

警察安全相談等について、内容の如何にかかわらず組織として確実に受理し、相談者の安全・安心を確保するための支援等を徹底する。

(2) 被害者の立場に立った被害届、告訴・告発等の迅速・確実な受理と対応

被害の届出、告訴・告発等の相談、訴出がなされた場合に被害者等を待たせることな

く、迅速・確実な受理・対応をする。

(3) 女性被害者等に対する対応強化

女性被害者等の心情に根ざした業務を推進するため、相談対応、被害者支援等を充実させる。

(4) 県警察の業務運営の在り方等の見直し

県警察の業務運営等についての見直しを行い、県警察の業務の効率化を図る。

(5) 犯罪抑止対策の更なる推進

地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策を検討し、強力に推進する。

(6) 本部即報体制の確立

事件、事故等の発生時における警察本部の業務主管課等への即報体制を確立する。

2 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

(1) 非違事案等の未然（再発）防止対策の強化

県警察内部で非違事案に関する詳細な情報や教訓を共有し、それを十分に生かした未然（再発）防止対策を展開する。

また、国民の声を十分に生かした業務改革を行うため、苦情申出制度等の一層適正な運用や利便性の向上等の取組を行う。

(2) 厳正な調査・検証の徹底

非違事案等に対する厳正な調査・検証の在り方やこれらにおける監察部門の在り方等を検討する。

(3) 非違事案の組織的隠蔽等を根絶するための取組

非違事案の隠蔽を組織的に防ぐための環境を整備する。

(4) 証拠品や書類の取扱いに係る非違事案防止の徹底

証拠品や書類の紛失、改ざん等の根絶を図るための仕組みを構築するとともに、「証拠」の重要性等に係る教養を徹底する。

3 警察活動を支える人的基盤の強化

(1) 警察職員の使命感と誇りを醸成する施策の推進

職務に対する職員の使命感と誇りを一層高いものにし、知識として理解している内容が、幹部を始めとする警察職員の一人一人の行動及び判断の指針（意識）となるよう更なる意識改革を進める。

(2) 警察官の採用等の在り方等の見直し及び女性警察官の採用・登用の拡大

採用に当たり、警察官としての適性をよりの確に評価できる仕組みを導入するとともに、初任教養において、警察官としての適格性をよりの確に把握し、適正な指導等を行うための仕組みを構築する。

また、女性を積極的に採用し、能力や実績を有する女性警察官を積極的に登用していく。

(3) 職務執行の中核たる中堅幹部（警部・警部補）の資質の向上

能力・識見の見極めや教養の充実により、中堅幹部（警部・警部補）の資質の向上を図る。

(4) 警察組織における適切なコミュニケーション方策の推進

職員相互の絆を強め、組織を活性化するためのレクリエーション方策を検討し、レク

リエーションの実施に際しての留意事項を定めること等により、あらゆる警察事象に対応し得る態勢を保持し、国民の信頼を確保する。

(5) 若年警察官の実務能力の向上

組織における若年警察官の割合の増加に伴い、組織力の強化を目指し、若年警察官の実務能力を向上させる。

4 新たな時代の要請に応える警察の構築

新たな時代の要請に応える警察を構築するため、初動警察体制の強化を実施する。

(監 察 課 監 察 係)

(警 務 課 企 画 係)

(生 活 安 全 企 画 課 企 画 係)

(刑 事 企 画 課 企 画 係)

(交 通 企 画 課 企 画 係)

(警 備 第 一 課 企 画 係)